



土地・家屋の価格など

縦覧帳簿の縦覧

平成24年度の土地・家屋の価格等縦覧帳簿の縦覧と課税台帳の閲覧を行います。

- ▼時間 午前8時30分～午後5時15分
- ▼場所 財務課税務室
- ▼問合せ先 財務課税務室
☎54・3111(内線136)

縦覧帳簿の縦覧

縦覧は、固定資産税の納税者が本人の土地・家屋とほかの土地・家屋との評価額を比較し、評価額が適正かどうかを判断するための制度です。土地の納税者は土地の、家屋の納税者は家屋の「価格等縦覧簿」をそれぞれ無料で縦覧できます。

- ▼期間 4月2日㊦～5月31日㊧(土・日曜日、祝日は除く)
- ▼内容 町内の土地や家屋の評価額が記載された縦覧帳簿の縦覧(所有者の住所や氏名など個人情報記載は記載されていません。)
- ▼縦覧できる人 納税者、納税者の委任を受けた人

課税台帳の閲覧

▼持参するもの 印鑑、委任を受けた人は委任状

課税台帳の閲覧

閲覧は、固定資産課税台帳に本人の資産が記載された部分を確認するためのものです。課税台帳の内容は、納税通知書に添付する課税明細書にも記載してあります。

- ▼期間 4月2日㊦～平成25年3月29日㊧(土・日曜日、祝日は除く)
 - ▼内容 固定資産の価格と税額を記載した課税台帳の閲覧
 - ▼閲覧できる人 固定資産の所有者、納税管理人、賃借人など、これらの人から委任を受けた人
 - ▼持参するもの 印鑑、委任を受けた人は委任状、賃借人は契約書
 - ▼手数料 300円
- ※縦覧期間中(4月2日～5月31日)は無料

3月中に受付をします

紙おむつ購入助成事業

町では紙おむつや尿取りパットの購入費助成事業を実施しています。対象となる人は申請してください。

- ▼対象者 吉岡町在住・在宅で、常時紙おむつを使用し、次のいずれかに該当する人
 - ・65歳以上で要介護3から5の人
 - ・3歳以上で身体障害者手帳1級・2級または療育手帳Aをお持ちの人
- ▼申請期間 3月1日㊦～4月2日㊧

▼申請方法 申請書に記入し、日付が平成23年10月1日から平成24年3月31日までの紙おむつなどの領収書を添付して提出。

- ※申請書は健康福祉課福祉室窓口で受け取るか、町ホームページからダウンロードもできます。
- ▼内容 上限額は1万円です。審査後、申請書で指定していた口座に振り込みます。
- ▼提出・問合せ先 健康福祉課福祉室
☎54・3111(内線151)

電源立地地域対策交付金事業で舗装維持修繕

町では、電源立地地域対策交付金事業により大久保地内の町道十石塚・前田線(約214m)を切削オーバーレイ工法で補修し、路面損傷による騒音の解消や危険箇所改善を実施しました。

電源立地地域

発電所などが所在する市町村とその周辺の市町村





申請期間が終了します

子ども手当の申請をお忘れなく

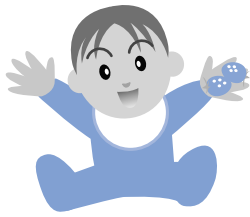
平成23年10月から子ども手当特別措置法施行により、これまで受給していた人も含め、中学修了前までの子どもを養育されている人で、**まだ10月からの子ども手当を申請していない人は、お早めに手続きください。**申請期間終了後の申請は、さかのぼって手当を受給することができません。ご注意ください。

なお、公務員の人は、勤務先から支給されますので、勤務先へご確認ください。

▼申請期限

平成24年3月30日(金)まで

※出生・転入については、さかのぼりの対象とならず、出生日・転入日の翌日から15日以内に申請が必要です。



お出かけ前にご確認ください

▼申請に必要なもの

- 子ども手当認定請求書（健康福祉課福祉室にあります）
- 印鑑（朱肉使用のもの）
- 振込希望の通帳（請求者名義のもの）
- 請求者の健康保険被保険者証などの写し「請求者が被用者（サラリーマンなど）である場合。各自A4用紙にコピーしたものを持参」
- その他、必要に応じて提出する書類があります。

▼問合せ先 健康福祉課福祉室
☎54・3111（内線154）

期限内に申請を

農振除外申請の受付開始

「農業振興地域の整備に関する法律」は農業振興地域における優良農地を確保し、農業の健全な発展のため、他用途への転用などを制限するために定められた法律です。町の農地の大部分は農業振興地域に指定されています。しかし、社会情勢の変化などにより土地利用計画を変更する必要が生じた時には、緊急でやむを得ないものに限り農用地区域からの計画変更（除外・編入）をすることが認められています。町では、年1回4月に受付けていますので期限内に申請してください。

なお、申請しても計画変更の要件がすべて満たされなければ

農地の保全管理のお願い



管理を行っていない農地についてさまざまな被害が出ています。雑草などをそのまま放置しておくと、野生動物の絶好の隠れ場所となったり、火災・病害虫・交通事故などの発生原因となる恐れがあり、周囲の耕作地

除外することはできません。また、過去に除外をされ、現在農地転用をされていない土地をお持ちの人は、新たに申請しても受理できないことがあります。

▼申請期間

4月2日(月)～27日(金)

※土・日曜日を除く

※受付期間外の申請は、受理できません。

※申請様式が変更されましたのでご注意ください。

▼受付時間

午前8時30分～午後5時15分

▼受付・問合せ先

産業建設課産業振興室

☎54・3111（内線168）

▼問合せ先 産業建設課農業委員会事務局
☎54・3111
（内線167）

